

# 各務原市商店街街路灯等撤去費補助金交付要綱

(令和7年3月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化した街路灯及びアーチ（以下「街路灯等」という。）の撤去を推進するため、物価高騰の影響により街路灯等の撤去に踏み切れない市内の商店街に対し、予算の範囲内で各務原市商店街街路灯等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、市内に存する商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに商店街の振興に寄与する振興会、発展会等の団体（以下「商店街」という。）とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 商店街が所有する街路灯の撤去を行う事業
- (2) 商店街が所有するアーチの撤去を行う事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費とし、補助金の額は、当該経費の額に相当する額以内の額とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付の申請をしようとするものは、規則第4条第1項に規定する申請書を提出する前に、街路灯等の撤去方法等について市と事前協議を行わなければならない。

(交付申請に係る添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書には、前条の事前協議において決定された街路灯等の撤去方法による見積書を添付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。